別表六(二十一)付表の表中

調整新規雇用者総数 ((２の②)と別表六(二十一)「７」のうち少ない数)	を	調整新規雇用者総数 ((２の②)と別表六(二十)「３」のうち少ない数)	に、	非新

規基準雇用者数 (別表六(二十一)「７」)－(8)	を	非新規基準雇用者数 (別表六(二十)「３」)－((8)又は(２の②)) (マイナスの場合は０)	に、	比較給与等 (23)＋((23)×(別表六(二十一)「３」)×

支給額 $\frac{20又は30}{100}$)	を	比較給与等支給額 (23)＋((23)×(別表六(二十)「６」)×$\frac{20又は30}{100}$)

に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第４号において「令和２年改正法」という。)第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「令和２年旧措置法」という。)第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同第11号中「第42条の12第４項第８号」を「第42条の12第５項第８号」に改め、同第11号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12第１項第２号イ又は令和２年旧措置法」を加え、同第四号中「「比較給与等支給額　(23)＋((23)×(別表六(二十一)「３」)×$\frac{20又は30}{100}$)　(24)」を「比較給与等支給額　(23)＋((23)×(別表六(二十)「６」)×$\frac{20又は30}{100}$)　(24)」に改め、同号に中「別表六(二十一)「１」」を「別表六(二十)「５」」に、「「(23)＋((23)×(別表六(二十一)「３」)」」を「「(23)＋((23)×(別表六(二十)「６」)」」に改め、同号を同第六号とし、同第11号の次に次の１号を加える。

４　「(8)」から「(11)」までの各欄は、当該事業年度が特例対象事業年度（令和２年改正法附則第82条第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象事業年度をいう。次号において同じ。)に該当する場合にのみ記載すること。

５　「非新規基準雇用者数
(別表六(二十)「３」)－((8)又は(２の②))
(マイナスの場合は０)」(12)の欄は、当該事業年度が特例対象事業年度に該当する場合には「又は(２の②)」を消し、その他の場合には「(8)又は」を消すこと。

別表六(二十一)付表を別表六(二十)付表とする。

別表六(二十一)の表中

税額控除基準額 (1)×$\frac{20}{100}$	を	税額控除基準額 (1)×$\frac{20又は40}{100}$	に、	調整前法

人税額超過構成額 (別表六(六)「７の⑱」)	を	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「７の⑯」)	に、

法人税額調整加算額	
(別表一「７」＋別表六(三十)「31」)	
法人税額調整減算額	中小企業者等以外の法人 ((別表六(十三)「15」＋「20」)＋別表六(十四)「15」＋(別表六(十五)「14」＋「19」)＋(別表六(十六)「16」＋「21」)＋(別表六(二十三)「14」＋「19」)＋(別表六(二十四)「15」＋「20」)＋(別表六(二十八)「20」＋「25」)＋別表六(二十九)「11」)
	中小企業者等 (別表六(九)「18」＋別表六(十)「９」＋別表六(十一)「10」＋(別表六(十三)「15」＋「20」)＋別表六(十四)「15」＋(別表六(十五)「14」＋「19」)＋(別表六(十六)「16」＋「21」)＋別表六(十九)「17」＋別表六(二十)「16」＋(別表六(二十一)「18」＋「28」)＋(別表六(二十三)「14」＋「19」)＋(別表六(二十四)「15」＋「20」)＋別表六(二十五)「22」＋別表六(二十六)「19」＋別表六(二十七)「20」＋(別表六(二十八)「20」＋「25」)＋別表六(二十九)「11」)